

## 江南市総合計画市民会議設置要綱

### (設置)

第1条 市民と市役所がまちづくりに関する共通認識を持ち、社会情勢の変化や多様化するニーズに対応し、将来にわたり持続可能なまちづくり、地域社会の実現のための指針となる第7次江南市総合計画（以下「計画」という。）を協働で策定するため、江南市総合計画市民会議（以下「市民会議」という。）を置く。

### (組織)

第2条 市民会議は、全体会議及び分科会により構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 令和8年4月1日現在において満18歳以上の者で、市内に在住、在勤又は在学している者であって公募に応じた者

(2) 各種団体の代表者

(3) 江南市総合計画策定部会の部会長及び副部会長

3 委員の任期は、委嘱の日から令和10年3月31日までとする。

### (全体会議)

第3条 全体会議の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 計画の基本構想について審議すること

(2) その他市長が必要と認める事項

2 全体会議は次に掲げる者をもって組織し、定員を9人以内とする。

(1) 次条に定める各分科会の会長及び副会長

(2) 江南市総合計画策定部会の部会長

3 全体会議に議長及び副議長各1人を置き、委員の互選により選出する。

4 議長は、全体会議を代表し、会務を総理する。

5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (分科会)

第4条 分科会は次のとおり構成し、各分科会の定員を8人以内とする。

(1) 第1分科会（都市分野）

(2) 第2分科会（共生分野）

(3) 第3分科会（地域分野）

- 2 分科会は、第2条第2項の市民会議の委員で組織する。
- 3 分科会の所掌事務は、次のとおりとする。
  - (1) 計画の基本計画について審議すること
  - (2) その他市長が必要と認める事項
- 4 各分科会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選により選出する。
- 5 会長は、分科会を総理し、会議の議長となる。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第5条 市民会議の庶務は、企画部企画課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月13日から施行する。